

特定技能1号の流れと注意事項

はじめに

2019年4月からスタートした特定技能について技能実習生との違いを良く理解したうえで導入を考えて行かないと企業様、特定技能外国人両者にとって良くありません。導入マニュアルを良く理解したうえでご検討頂ければ幸いです。現在介護職種で導入できる在留資格は技能実習生と特定技能外国人での資格になります。技能実習生及び特定技能でのそれぞれのメリットとデメリットを良く理解したうえでどの資格で導入を考えていくかも重要になります。

介護特定後能外国人の要件

- 1 海外及び国内で日本語検定試験N4以上の合格及び介護技能試験合格
- 2 日本での介護技能実習2号（3年）修了者

※ 2021/6/21現在は修了者がいないので出来ません。

導入スケジュール

1 どの在留資格で申請するか

- 1 技能実習生での申請若しくは特定技能での申請のメリット。デメリットを良く確認して決める。 [参考資料（技能実習生との比較p10）](#)

2 特定技能外国人導入の流れ （登録支援機関での申請）

- 1 登録支援機関から特定技能外国人の導入説明を聞き同意
[参考資料（①在留資格についてp6）](#) [参考資料（③就労までの流れp12）](#)
- 2 求人票（選考会申込書）を記入して海外（国内）での求職者の募集
- 3 海外（国内）での面接会（選考会）にて合格者を決定
- 4 登録支援機関にて特定技能申請書類の作成及び提出
※企業様には企業概要、雇用条件書などの作成依頼
- 5 入国（雇用）までに4か月位掛かります。
- 6 企業様は受入機関として入管への各種届出資料の提出及び特定技能

外国人に対しての支援活動 参考資料（受入れ機関に関する基準①②③その他）

※登録支援機関としての支援及び協力していきます。

参考資料（支援計画の概要①②）

3 特定技能での雇用上の注意事項の確認

1 実習生は3年間又は5年間は同一企業のみでの契約であるので**転職は原則できません**が特定技能は**転職が可能**であるため本人との信頼できる契約が取れていないといつでも転職してしまう可能性があります。

- 特定技能外国人との雇用条件の合意
- ※ 技能実習生（4.5㎡）とは違い寝室スペース7.4㎡/人必要となる。
- 特定技能者は実習生3年又は5年経験レベルのため賃金体系は日本人と同等以上でないと出入国在留管理局に認められません。又、転職していく事も考えられます。 参考資料（比較p10）
- 特定技能試験及び日本語検定N4レベル合格者は介護の実務経験は無いことが多いので注意が必要

※（当インドネシア送出国機関はインドネシアの介護施設での実技研修を行います）

2 特定技能での雇用で企業様の責任を持った対応が必要

報告書、届出書などの書類の提出が随時有り、決められた監査等は現在発表されていませんが労基署の監査の様に入出国在留管理局が行い書類提出不備、不正などがあれば是正勧告、悪質ならば取消となりますので注意が必要です。 参考資料（制度概要p11）

参考資料（受入れ機関の基準p25～29）

※当登録支援機関にて支援協力して行きますので安心して下さい。

4 介護職種（就労制限）に付いて

1 訪問系介護サービスに付いては就労させることが出来ません。

※介護福祉士に合格した場合は就労制限は無くなります。

5 当組合での登録支援機関管理費費用の提示

当組合では特定技能外国人についても支援機関として支援いたします。

登録支援機関として登録されている団体(個人)には事業協同組合はもちろんの事

行政書士、派遣事業者など様々な支援機関が登録しています。

支援の仕方も様々で書類のみの支援なども有りますので御社でどこまでの支援が必要か考えて頂ければと思います。

当組合は実習生と同じような書類管理、特定技能生の管理を行ってまいりたいと考えておりますので宜しくお願いいたします。 （見積書参照）

6 企業様の理解の上、支援機関業務委託契約を行う。

※ 1年ごとの契約内容の更新及び打合せを行う。

7 人材選定及び雇用開始日程の打合せ。

特定技能外国人の申請には4か月位掛かります。

採用時期をしっかりと打合せして選考会の日程を決めて行います。

特定技能者への支援内容

1 1号特定技能外国人支援計画を作成 資料参照（支援計画の概要①②p13.14）

・職業生活上、日常生活上、社会生活上の支援（入国前の情報提供、住宅の確保）
・支援計画の全部を委託する場合は、その契約内容・支援責任者など

2 在留資格認定証明書交付申請（地方出入国在留管理局へ）

<主な添付資料> ・受入れ機関の概要・日本語能力を証明する資料・特定技能雇用契約書の写し・技能を証明する資料等・1号特定技能外国人支援計画

3 各種支援内容

①生活オリエンテーション②生活のための日本語習得の支援③外国人からの相談、苦情対応④外国人と日本人との交流促進に係る支援⑤転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施等

4 各種届出内容

①雇用契約の変更等②支援計画の変更③支援計画の実施状況等

※各種届け出書類は3か月に1回提出します。 資料参照（届出についてp16）

支援体制

1 外国人材相談窓口

協同組合ジャパンエンジニアクラブ

事務局 Tel 0564-32-1401 Fax 0564-32-1402

E-mail info@jec-asia.net/

担当 勝股 浩 090-8738-3273

権田 俊介

2 特定技能外国人相談窓口

協同組合ジャパンエンジニアクラブ

事務局 Tel 0564-32-1401 Fax 0564-32-1402

E-mail info@jec-asia.net/

インドネシア人担当

RAYI MUNAWWIRULLAIL

NOVAL MUSTOFA GUNAWAN

ベトナム人担当

NGUYEN THI HIEN

※ 特定技能生とはLINE,WhatsApp,Messengerなどで繋がり
いつでも相談が出来る体制を作っています。

教育体制

特定技能生に対しての日本語学習方法に付いてのアドバイス
通訳スタッフによる日本語学習 日本語教育アプリの紹介、
日本語教育機関等の連携によるサポート